○厚生労働省告示第一一七号

厚生労 \mathcal{U} 百 観 $\overline{+}$ 心 察等 号) 神 働 喪 省 に 失 第 <u>牛</u> 関 等 八 十三 示 す \mathcal{O} 第三百 る 状 法 条 態 律 第二 で 六 第 重 + 項 大 八 十三条 五. \mathcal{O} な 号) 規 他 定 害 第 に 行 \mathcal{O} 治を行 基 部 項 づ を き、 \mathcal{O} 次 規 0 定 \mathcal{O} 心 た 者 表 に 神 \bigcirc ょ 喪 \mathcal{O} 失等 ように改 る 医 医 療 療 及 \mathcal{O} に 状 び Ē 要 観 態 す 察等 し、 で Ś 重 令 費 大 に 関 和 用 な す 他 元 \mathcal{O} る 年 額 害 法 + \mathcal{O} 行 算 為 律 月 定 を 平 日 方 行 カコ 法 成 0 + 5 た 平 適 者 五 用 成 年 \bigcirc す 法 + 医 律 る。 七 療 年 及 第

厚生労働大臣 加 藤 勝 信

令

和

元年

九

月十

八

日

改 旧 後	数 II
別表	別表
通則 (略) 1 (略) 2 医療観察訪問看護管理料 イ 月の初日の訪問の場合	通則 (略) 1 (略) 2 医療観察訪問看護管理料 イ 月の初日の訪問の場合 ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) 注1・注2 (略) 3 (略)

第4章 (略) 第4章 (略)